

第2回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成25年 6月25日(火) 午前10時～12時	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
議 題	1、開会 2、案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第1回審議会の論点確認 ②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて ・地域コミュニティ政策について ・NPO政策について 3、その他 4、閉会	
出席者	委 員	伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、川村 創 委員 澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、 中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、 渡邊 新一 委員 <b>【計10人出席】</b>
	事務局	今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、 堀内協働推進課長、澤野井地域活動推進課長、 上羅地域教育課長補佐、事務局(協働推進課)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者0人)	
決定事項	特になし	
担当課	市民活動部 協働推進課	
<b>議事の内容</b>		
1 開会		
2 案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第1回審議会の論点確認		
<b>〔質疑・意見の要旨〕</b>		
澤井会長	案件①の「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の第1回審議会の論点確認」から始めたいと思うのでよろしく願いしたい。	
堀内課長	それでは、案件①「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の第1回審議会の論点確認」についてであるが、本日の資料1「条例見直しの論点」をご覧いただきたい。前回の審議会での意見に基づき、条例の見直しについて、4つの論点に整理させていただいた。	

1点目が、「地域コミュニティ政策について」で、条文を新たに設けるかを含めて、どこまで踏み込んで書くかについてである。

つまり、地域コミュニティ政策について明記するかどうか。さらに、明記する場合、努力目標若しくは、踏み込んだ内容の、どちらかで明記するかである。前回の審議会では、今回の条例の見直しでは「地域コミュニティ政策について」が大きな論点になるという意見をいただいている。

次に、2点目が、「NPO政策について」である。裏面の福井市のように、より詳しく書いている自治体があるので、論点は、どこまで踏み込んだ支援策を明記するかである。

3点目が、「(仮称)市民提案制度について」であるが、裏面の西宮市のように踏み込んで書くかである。市民提案制度について、奈良市では、平成18年度から21年度まで市民企画事業を実施していた。しかし、提案内容が特定の分野に偏る傾向があり、特定の部署にのみ負担がかかるため、現在は市民企画事業としての募集を行っていない。現在、市民から提案があれば直接担当部署に行ってもらい、担当部署が分からない場合は協働推進課が窓口となり、担当課を決め、直接担当課と協働により事業を実施している。

次に、4点目が、「非営利公益市民活動促進基金について」であるが、この点については、行政側で判断するようにとのご意見をいただいていた。ついでには、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第19条で市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置しているため、非営利公益活動に特定した基金を新たに設置するより、市民参画及び協働によるまちづくり基金の分配方法について検討していきたいと考えており、すでに設置しているNPO法人条例指定制度検討委員会における市民公益活動を支援する仕組みの中で検討していく予定である。以上が条例見直しの論点である。

続いて、資料2「平成25年度奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会スケジュール」をご覧いただきたい。前回の審議会の結果、5月、6月、7月、8月に審議会を4回開催し、条例を改正する場合は9月又は10月にパブリックコメントを実施し、11月の第5回審議会にて条例案を確定し、平成26年3月定例会市議会に提案させていただきたいと考えている。

なお、8月の審議会の日程については、本日の最後に決めさせていただきたいと思っている。以上である。

澤井会長

前回の審議会の論点について説明いただいたが、ご意見がある方

<p>中川副会長</p>	<p>は発言をお願いしたい。</p> <p>あくまで一委員としての発言であるが、資料1の「地域コミュニティ政策について」の論点②「努力目標若しくは、踏み込んだ内容」と書いてあるが、無理やり押し付けて作るものではないと私は思うので、努力目標が良いと思うが、歯止めは必要である。(1つの地域に)「第1まちづくり協議会」、「第2まちづくり協議会」(と複数の協議会)ができるのは避けなければならない。まちづくり協議会は(その地域の)全住民を対象とするものであり、任意の団体ではない。「1つの小学校区に1つ」という規定をしてほしい。これについては他自治体で様々な条文の書き方があるので、それを参照していただきたい。まちづくり協議会を作る、作らないは地域の皆で話し合っ決めてれば良いが、その地域で協議会が設立されれば、それに対立するような協議会を作ることはできないということである。</p> <p>それから、④非営利公益市民活動促進基金については、市民参画及び協働によるまちづくり基金をコミュニティの支援にも使えるよう道を開いたら良いと思う。今回、NPOへの支援とコミュニティへの支援を一緒にしていこうという流れがあるので、そのほうが時代にならているのではないかと思う。新たに基金を設置する必要はないと考える。</p>
<p>2 案件</p> <p>②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ政策について</li> <li>・NPO政策について</li> </ul>	
<p><b>〔質疑・意見の要旨〕</b></p>	
<p>澤井会長</p> <p>堀内課長</p>	<p>それでは、案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」についての説明をお願いします。</p> <p>それでは、案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」の1点目についてであるが、お手元の資料3「地域コミュニティ政策 第1回審議会のまとめ」をご覧いただきたい。前回の審議会で、各地区自治連合会の機運によって条例に追加する場合の文言が変わってくるとの議論となり、前回の議論をまとめさせていただいた。まず、機運の高まりを3段階に分けさせていただいた。</p> <p>各地区自治連合会の中で、「地域の連携が必要」と感じる段階を第1段階、「まちづくり協議会が必要」と感じる段階を第2段階、「まちづくり協議会が設立開始され、全地区で設立」した段階を第3段階とした。また、条例へ追加する場合の文言について地域コミ</p>

ユニティの推進について明記する「努力義務」と、「まちづくり協議会」について踏み込んで明記する方法の2パターンに分類させていただいた。

まず、現状についてであるが、各地区自治連合会の機運は、「地域の連携が必要」の第1段階から、「まちづくり協議会が必要」と感じる第2段階の中間くらいである。また、NPOやその他の団体については未検討である。第1段階で条例に追加する場合は、「努力義務」について追加する方法が考えられる。また、市民参画及び協働によるまちづくり推進計画では「地域の連携を深める策」に関する記載が考えられる。

次に、第2段階で条例に追加する場合は、「努力義務」若しくは、「まちづくり協議会」について追加する方法が考えられる。推進計画では「まちづくり協議会のパターンやモデル地区」に関して記載できると考えられる。

以上が、前回の審議会で整理していただいた、「パターン① 条例を先に作り、各地区自治連合会と共有」する方法となる。パターン①の問題点では、「行政の負担が大きくなる」という点が挙げられると思う。

次に、第3段階で条例に追加する場合は、「まちづくり協議会」について追加する方法が考えられる。推進計画では「まちづくり協議会の具体的な運営方法」に関して記載することができると考えられる。この段階が、前回の審議会で整理していただいた、「パターン② 各地区自治連合会の機運が上がってきてから条例に追加する」方法となる。パターン②の問題点としては、「まちづくり協議会の設立がなかなか進まない地域が出てくる」という点が挙げられた。

続いて、資料4「地域コミュニティ政策 条例見直しのフロー」をご覧いただきたい。地域コミュニティ政策について条例に追加する上でのフローを整理させていただいた。まず、コミュニティ政策について議論を進める上で、条例に文言を「追加する」場合と、「追加しない」場合に分かれる。条例に追加しない場合は、芦屋市のように「延期」というかたちをとるか、または条例に「追加しない」という選択になる。また、条例に追加する場合は、明記の方法が2通りあり、西宮市のように、「地域コミュニティの推進」について明記する「努力義務」、若しくは、「まちづくり協議会について、踏み込んだ内容まで明記する」かである。まちづくり協議会の踏み込んだ内容まで明記する場合は、総合型自治協議会、いわゆるまちづくり協議会が組織される前に明記する場合と、

まちづくり協議会の準備会を含む組織が設立した後に明記するか  
の2通りになる。その中で、それぞれ「まちづくり協議会を作  
ることができる」とするか、「まちづくり協議会を作らなければなら  
ない」とするかにも分かれるが、後者の「まちづくり協議会を作  
らなければならぬ」と明記する方法は良くない、と前回の審議  
会でご意見をいただいている。なお、総合型自治協議会が組織さ  
れる前に明記する場合は、資料3のパターン①、総合型自治協議  
会が組織された後に明記する場合は、パターン②となる。また、  
資料4の右側に、他自治体において、地域コミュニティ政策につ  
いての条文をまちづくり条例の他、要綱などどこに規定してい  
るかを記している。

澤井会長

続いて、資料5「地域コミュニティ政策 他自治体の条例文言」  
をご覧いただきたい。西宮市、八尾市、名張市、草津市が、ど  
のような文言で条例に明記しているかを記載している。以上である。  
ありがとうございました。（地域コミュニティ政策については、）  
前回の審議会で、「地域活動推進課と自治連合会で現状を把握して  
協議してもらおう」という話になっていた。引き続き、地域活動推  
進課から、現状等をご説明いただきたい。

澤野井課長

自治連合会との協議の内容について役員会及び定例会で提案をさ  
せていただいたので、その経過についてお話をさせていただく。  
まず、協働推進課から市民参画及び協働によるまちづくり条例の  
制定の経緯、また条例を見直すために審議会で審議している論点  
として地域コミュニティ政策があるので、議論していただきたい  
という提案をさせていただいた。

続いて地域活動推進課から、奈良市は全国の自治体に比べて人口  
減少、高齢化、少子化の進行が速い状況や、公共の拡大や自治連  
合会加入率が68%と低下傾向にある中で、新しい公共の考え方  
や市民参画及び協働によるまちづくり条例の趣旨もふまえて、地  
域の多様な主体が協働して地域課題に取り組み、市と連携しまち  
づくりを行うことの必要性や重要性についてお話をさせていただ  
いた。また、中核市42市のうち、18市がまちづくり協議会を  
取り入れているという現状を説明させていただき、各市の協議会  
の名称、設置根拠、エリア、発足当初の補助制度、そして協議会  
のメリット・デメリットの概略を説明させていただき、奈良市自  
治連合会として話し合い、検討することの必要性について問題提  
起させていただいたところである。

また、協議会の検討は、地域が議論するのはもちろんであるが、  
市も協働推進課や地域活動推進課だけではなく、全庁的に議論す

る必要があり、奈良市のコミュニティ政策を同時並行的に確立していく必要があることを説明させていただいた。その結果、出た意見として、(この提案について) 賛成であり、地域の人材や資金、市のバックアップ体制など、さまざまな問題があるが、協議会を決定する方向で議論を行い、設立にあたる課題をつぶしていき、最終的に条例で位置づけ、全地区で協議会が組織されることが望ましい、といった意見や、地域にはさまざまな団体があるので、どのようにまとめていくのか、協議会の立ち上げは一气には困難であり、できる地区からモデル的に協議会を立ち上げることが良いと思う、そのようなことを研究・検討する委員会を、現在奈良市自治連合会内にある「まちづくりに関する研究会」と「地域学校支援事業に関する研究会」とは別にワーキンググループとして検討する場を設けることが良い、などの意見があり、議論する必要性を奈良市自治連合会が認識された。また梅林委員からも、市民参画及び協働によるまちづくり条例についてわかりやすい説明をしていただいた。そのような経緯から、今後総合型のまちづくり協議会について奈良市自治連合会内に委員会を立ち上げ、議論していくことが決定されたところである。その後、数地区の自治連合会長から、地域でもこういった提案をしていきたいとの報告もあったので、資料提供をしながらともに考えていくことを申し上げたところである。このように各地区において、議論されることが重要であると考えている。

今回条例に地域コミュニティに関する条文を入れるかどうかについて議論されているわけだが、奈良市の現状をみると、同じ地区内に地区自治連合会とは別に、自治会の連合組織が組織され精力的に活動を行っていただいているところもある。したがって、先程中川副会長がおっしゃったように、歯止めが効きにくいといったところがあるが、奈良市としては自治連合会を中心とした支援をしているところである。また自治連合会でまとめていただいている小学校区単位のコミュニティをさらに小単位に分割することは、今までの自治連合会を支援してきた奈良市の取り組みからしても好ましくないし、また他の中核市の状況を見ても、小学校区単位、中学校区単位、公民館単位、行政エリアと様々であるが、最低でも小学校区以上のエリアとなっているので、そのことから考えると、「おおむね小学校区」という範囲が、まちづくり協議会の基本となると考えている。そのため、条例見直しにあたっては、西宮市のように「地域コミュニティの推進」の努力義務として追加するだけでなく、むしろ八尾市や草津市のように、「おおむね

小学校区に1つのまちづくり協議会を」と明確に追加するほうが望ましいと考えているところである。

また、第4次総合計画の前期基本計画の「地域コミュニティの活性化」の項目があり、その方法として、奈良市自治連合会を通じて地域コミュニティの活性化を図ると謳っている。そのため、地域で一番大きな組織でもあり、歴史的にも、そして現在でも深い関係のある奈良市自治連合会に対し協議会の提案をさせていただいた。しかし、地域を代表する組織としてのまちづくり協議会は他の各種団体を包括した組織となり、また地域には地縁系の団体や福祉系の団体、教育系の団体など様々な団体があること、一方で市役所も多く部の課にまたがるため、それらが一堂に会し議論する必要がある。しかし、現実には市もまだ全庁的な議論を行っていない状況である。このように、地域も市もこれから議論を開始するところであるので、議論がある程度行われ、方向性が見えた時点で、条例の改正の検討を行うのが現実的であると考えており、奈良市自治連合会でもそのような意見をいただいたところである。立案時点から地域内での合意形成、市役所内での合意形成を図りながら両者が情報共有・意見交換を行い、コミュニティ政策形成段階から、市民参画及び協働によるまちづくり条例の基本原則や「第5章 市政への参画及び市との協働」にもあるように、政策立案段階から議論をして政策を作り上げ、住民自治の実現につなげたいと考えているところである。

梅林委員

奈良市自治連合会を代表して、委員として参加させていただいているが、まさに今説明していただいたとおりである。正直なところ、奈良市自治連合会内において参画・協働についての理解が足りなかったというのが実情である。奈良市民がもっと行政に参画していきながらまちづくりをしていくのが基本である。各地区でまちづくり協議会を設立していこうというのは、役員会・定例会で協議を行ったところである。実際にどのように行動していくかは、これから考えていきたい。先程中川副会長がおっしゃったように、地区自治連合会は小学校区単位で組織されているため、小学校区が地域コミュニティの核になると思う。地区自治連合会でも、地域の連携がとれている地区とそうではない地区がある。例えば、地区社会福祉協議会は民生・児童委員や地域安全推進委員など様々な地域活動の担い手によって構成されている。そのあたりを整理していきながらまちづくり協議会を設立する必要があると思う。そういった状況で、条例の見直しの議論をするといった段階には至っていない。奈良市自治連合会の役員会・定例会の中

では、実際にやっていく中で条文に関する具体的な話が今後出てくると思うので、その段階で考えていけばどうかという意見が出ている。いずれにしても、奈良市自治連合会の中では、まちづくり協議会は必要である、立ち上げていこうという機運にはなっている。既に設立できるという地区もあるので、これからやっていこうという段階である。

澤井会長  
室委員

ありがとうございました。

今の説明は、この審議会の審議を左右するくらい重要なことを提起されているので、紙1枚にまとめた用紙を配布していただきたい。

具体的な審議に入っていく前に、お願いしたいことがある。前回の審議会では総論的な話が途中で終わっているような感じがする。一点はこの審議会委員は、条例制定の時点から関わっておられる方や、制定後関わっておられる方、先月からの方とおられるが、主観的な評価でかまわないので、意見を出していただきたいと思う。条例ができて良かったのかどうか、条例に基づき参画・協働がこの4年間実践されてきたと評価されるのかどうか、また委員としては今後何を望むかについて時間をあまりとらずに意見交換をお願いしたい。また行政サイドからもこれまでの4年間の評価をお聞かせいただきたい。

澤井会長

室委員よりご意見があったが、その評価の前に他にご意見がある方はいるか。

川村委員

基本的に自治会・自治連合会のあり方とは、市民自体が考えるべきことなのか、行政サイドから見たものなのか、こういった検討がまずなされないといけないのではないかと。現状を是としてそこからスタートするのではなく、自治会のあるべき姿が明確になって、そしてそれが市民にしっかりと根ざしているのかという点について、私は疑問である。十分に機能していない自治会に対して、市から依頼があるという点にトラブルがあるのではないかと。自治会の意義や目的等が一般市民に理解されていないのではないかと、そういった点を考えていただきたい。

また他にも老人会や民生委員など地域には様々な団体があり、そういった団体をどのように組み合わせるのか、またその必要性を再検討するのか、何かから始めないと、組織を新しく作っていくとまたややこしくなるのではないかと思う。前回欠席させていただいたので的外れなことを言っているかもしれないが、基本から審議してほしい。また室委員がおっしゃるように、評価については、時間をかけて徹底的にするべきだと思う。



辻中委員	川村委員の意見に関連するが、まちづくり協議会は誰がつくることになるのかわからない。行政から提案するのか、市民の自発的意思によるものなのか少しイメージできない。先程のお話で、協議会を設立したいという地区もあるということだったが、そういった活発な地区は良いとして、そうでない地区との差がでてくると思うが、その点が危惧される。
室委員	<p>私が提起した件については時間をかけて審議するべきだと思うが、その時間的余裕がないのが現実かなと思う。私のこの発言をもって次に進んで行けたらと思う。審議会をもっと積極的に行うのか、あるいは今年度2回目の開催だが、報告を受けてその報告が良い、悪い、といった話し合いで終わって良いのか、我々のスタンスが問われていて、それをベースに審議しないといけないと思ったのでそのような提案をさせていただいた。</p> <p>私自身は条例制定の時から委員として関わらせていただいております、その分責任を感じるのだが、条例が制定されて良かったと高く評価している。4年間、協働推進課は苦勞されているが、その後の参画・協働は十分に進展していないとみている。1つは、これからの市政には市民参画と協働が欠かせないという認識が庁内でまだまだ浸透していないのではないかなということ。市民が協働してよかったと思えるような事例が少なかった。さらに新たな参画・協働を創造していくという面では、及び得なかったのかなというのが私の感想である。この審議会にはそこまでの権能がないと言われるかもしれないが、もう少し踏み込んだ審議をしていかないといけないかなと思う。4年間の総括について澤井会長もしくは中川副会長から少しコメントいただいて、その後行政サイドにこの4年間でどのように評価しているかお聞きしたい。</p>
川村委員	それくらいの時間で片付ける問題ではないと思う。我々が4年間やってきた内容を再検討すべきだと思う。室委員がおっしゃるとおり、こういった内容をいちいちチェックしていったら、審議会の目的は達成できないし、それをすることが審議会（の役割）ではないと思うので、非常に不満が残る。どういった審議会にするのかをもう少し話し合う必要がある。
渡邊委員	私は室委員の意見に賛成である。今までやってきたことを委員が考え直して、まちづくりにつながっているのか、各委員がご意見をお持ちだと思うので、年1回の会議の中で、どう評価しておられるのか知りたい。
伊藤委員	こういった役目を引き受けさせていただいて恥ずかしいのだが、協働の条例があることを知らなかった。いただいた資料を何度も

読んだが十分理解できず、委員を務めて良いのだろうかという思いもあり、第1回の審議会は非常に緊張していた。皆さんが熱心な意見交換をされていて、本当にすごい審議会だと思った。幸運なことに、私も地域で放課後子ども教室等に関わっていたので、そういった経験をこの審議会で役立てることができるかなと思っている。

一言地域の現状を申し上げますと、地域住民の自治会・自治連合会離れが進んでいる。私は奈良市女性防災クラブ連合会の会長を務めている。女性防災クラブは20地区で組織されているが、地区によりかなりの温度差がある。地域の関わりがあまり持っていない地区の女性防災クラブは前へ進めていない。もう1点は、まちづくり協議会の話が、地域の一住民まで伝わるのかどうか懸念している点。

中川委員

私も先月から委員を務めさせていただいているのだが、皆さんの発言をお聞きしながら審議会の話の進行についていこうとしているという状況である。私も地元の自治会活動に積極的に参加できている方ではないのだが、仕事の関係で市内の防災訓練には参加させていただいている。そこで感じるのが、地区により温度差が本当に大きい。また地区によっては地区自治連合会に加入されていない住民も多いが、それでも防災訓練は未加入の方も参加していただいているというお話をお聞きしたことがある。自治会や自治連合会に参加する意味を感じていなくても、防災訓練に参加する意味を感じておられる方も中にはいるのだなと思った。私はこの審議会勉強をさせていただいており、皆さんの意見を聞きながら考えていきたい。

それと、どうしても行政の方の文章やしゃべり方に漢字言葉が多いのが気になる。平仮名で話していただくほうが市民に伝わると思う。条例の文章でも市民の皆さんに伝えるというものであれば、わかりやすい言葉を使うことが大切かなと感じた。

福尾委員

前回からこの会議に参加させていただいているが、中学校区ではなく小学校区という視点に立って地域コミュニティの検討を行っていくという認識で良いか。一自治会員として、自治会員が減ってきていることは身を持って感じている。無縁社会や子どもの餓死など様々な問題が起こってきている。そういった問題の解決に少しでも協力したいと考えておられる方々がいるのも事実であり、できるだけ早くまちづくりを進めていけるようなパワーが必要ではないかと思っている。それがまちづくり協議会という形で考えておられるというお話をお聞きしたが、まちづくり協議会が

中川副会長

住民を網羅しているという意味ではそれでもかまわないのではないかと考えている。NPOの方々との連携ももちろん必要なのだが、現段階では連携を考えていくということで良いのではないかと考えている。

皆さんの意見をお聞かせいただいた。皆さんの評価をお願いしたいとの室委員のご意見があったが、皆さんのレベルが統一できていないと思う。前から委員を務めていて評価ができる委員と、新たに委員になられたため評価のできない委員がいる。

私は、この条例について、ないよりはあったほうが遥かに良かったと考えており、ここまでよく進んできたなという思いである。条例がなかったら市政における参画・協働はまったく進んでいなかったらと思う。

少し議論を整理したい。今議論しているのは、これまでの市民公益活動を中心とした参画・協働の仕組みは、どちらかと言うとNPO型支援であったが、それだけでなく地域の自治会・自治連合会などを中核とした地縁型団体も含めて市民公益活動の範囲の中に入れていき、参画・協働の枠を広げていこうというところに（この審議会の議論が）踏み込んだことは間違いないか。そのためには条例をどのように改正したらよいかという話にテーマが絞られてくる。

ところが、その前にもっと議論するべき点があるのではないかとこの意見も出た。例えば、川村委員がおっしゃった、自治会の意義についてもっと議論するべきではないかというご意見や、辻中委員がおっしゃった、まちづくり協議会を設立していくという動きは良いが、住民の主体性に任せるということと、地域の格差が生まれるのではないか、等の発言である。

これについては何回かお話をする機会があれば良かったのだが、私個人の見解を申し上げますと、自治会・町内会はあくまで任意の団体であり、加入は強制できない。最高裁でも判決が出ている。ただし加入している者から会費は強制徴収できるという判決も出ている。しかも、都市部においては加入率50%を切るという地域が続出しているため、（自治会が）公共的団体とは言い難い実態になっているところもある。加入率が99.何%だと公共性がきわめて高いということで、地方自治法上も公共的団体と位置づけられる。しかし、加入率も下がってくると、公共的団体という地位も失い、単なる任意団体となってしまう。それにも関わらず、自治会・町内会から直面している現状から目を背けてきた行政にも責任はある。しかし、行政がいつまでも自治会・町内会に頼っ

ているわけにはいかないという行政側の弱みもあるし、地域もこのままだと崩壊してしまうという危機を迎えている。

そこをお互いがどのように歩み寄っていくかという時に、（目を向けるべきは）自治会・町内会から外へ出していった各種団体の存在である。老人会、婦人会、子供会、青年団。消防団やPTAは初めから外にあったが、交通安全委員会、防犯協議会、防災委員会など、次々と自治会・町内会の外に組織を作ってきて、自治会・町内会の機能を移行させていった。最終的に自治会・町内会に残っている機能は何かというと、回覧板をまわすことや日赤や共同募金会、地区社会福祉協議会の会費の代理徴収といった下働きのみである。そうではなく、総合的に住民が参画できる仕組み、男性も女性も、働いている者も専業主婦も自営業者も、皆が一緒になって小学校区程度のエリアで一塊になって団結しようという方向に持って行こうとするのが、このまちづくり協議会、もしくは総合型住民自治協議会についての全国的な考え方であると私は理解している。そして奈良市もその段階に動いて行かないと仕方がないくらいに地域社会が弱ってきているということだと思う。

ただ、辻中委員がおっしゃったように、大阪市のように強制的に平成24年度中にまちづくり協議会を設立しないと補助金を半額にするとといった手法は良くないと思う。したがって設立しなければならぬと義務付けるものでもない。なぜなら「住民自治」であるからである。住民自らが責を負い、住民自らが権限を執行する範囲に留まるものだからであり、行政が強制すべきものではない。ただ、できない地区は損をするというのはあるかもしれない。しかし、そういった弱っている地区をそのままにしておくと、結果的に行政側のコストが上がるわけだから、弱っている地区にも行政は支援をするという論理でなければならないと思う。頑張る地区がさらに得をするという制度を作れば良いが、「強いもの勝ち」という意味ではない。

それから、協働については高く評価する。室委員が少し苛立っておられると思うのは、協働推進課が苦勞しているわりに役所が動いていないのではないかという部分であろう。市民提案事業が前に進んでいないという状況は、実は奈良市だけのことではない。西宮でも豊中でも苦勞している。その原因はどこにあるかというと、市民側にある。行政を統制するのが市民の役割であり、市民の要求に応じて行政は動くべきだ、という誤った論理である。それは違うと思う。例えば、（市民提案事業でよくあることとして）リスクマネジメントの提案がなくて行政に責任を求めてやりたい

ことをさせてほしいという提案が多かった。問題点を提起したり批判をしたりすることはできるのだが、それを解決するための企画力がなくて、結果的に陳情、要望、批判だけに終わってしまうことが多かった。また行政の仕組みについて（市民が）全くわかっていない。例えば予算単年度制度や議会や市民への説明責任が発生することをわからずに、好きなように予算を使わせてくれ、我々の好きなように職員は働けというケースが多かった。公共性、公益性の捉え方に対する誤解や思い込みがきつかった。

このような（市民提案事業の失敗における）要因分析をしているところなのだが、今述べたように市民側にも課題がある。もちろん行政側にも課題もあって、例えば協働の相手方を既存の団体や関連団体しか見ようとしなない。ニューカマー、新規の団体には異様に警戒する傾向がある。NPOと行政の協議の場があっても、参加できるのは特定の古参の団体にとどまっていた。他にも行政は協働事業をする際に、安定性や確実性を求める余り失敗を恐れてチャレンジしない。決定的なのは、意思決定の過程や評価の過程においても協働の対象であることをわかっていない。それから情報収集力が決定的に欠けている、市民社会の実態がわかっていない、日常的に市民公益活動やコミュニティ活動にふれる機会が少なく問題意識を持たずデスクワークに終始している。以上のように行政側にも課題があることがわかってきた。こういった課題を分析していかないと協働は前に進んで行かないと思う。

先ほど平仮名の条例が欲しいという中川委員の意見があったが、当時この「市民参画及び協働によるまちづくり条例」を策定する際に室委員が奈良弁にしよう、とおっしゃった。一生懸命考えたのだが、時代が変わっても解釈がぶれないようにと現在の条文になった。

川村委員

今の中川副会長の意見に加えていただきたいのだが、今回の配布資料に「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」の実施計画を出していただいているが、そのNo.1「奈良市ボランティアセンターの運営」という協働事業がある。これも協働の相手である奈良市ボランティアセンターに指定管理料として非常に大きいお金が出されている。もう少しNPOを行政としてどのように使っていくのか、あるいはどのように指導していくのかという理念が見えない。安易にこのようなお金を出しているというのは非常に大きな問題であると思う。NPO・ボランティアを今後どのように育てていくのか、どのように位置づけるのかもこの審議会で検討していくべきだと思う。現行の市民公益活動団体を認めてしま

	<p>ってその上に新たな団体を乗せていこうとすることに問題がある、その点を疑ってみることが必要だと思う。</p>
今西部長	<p>川村委員がおっしゃった「安易にお金を出している」という発言についてもう少し詳しくお聞きしたい。</p>
川村委員	<p>シートの下から2つ目、「平成25年度からの改善点」の欄に「ボランティアを育成するための講座や研修会等の自主事業の開催について、指定管理者と検討する。」というだけなら約1,500万という多額のお金は要らないと思う。これまで市が行ってきたものをやらなければならないとなったときに委託しようとした時にこれだけのお金がかかってしまっているのではないか。</p>
今西部長	<p>それは違う。指定管理という協働の一つの形態である。</p>
川村委員	<p>指定管理をする時に、その目的を明確にしないとイケない。</p>
今西部長	<p>平成7年に奈良市はボランティアセンターを建設した。当時は委託管理だったが、その後指定管理者制度という手法ができてきたのでその時に委託先を公募した。その結果、市社会福祉協議会ではない団体が金額面や提案内容が良かったので、4年間その団体に指定管理をお願いしていた。その次に行った公募の際には、市社会福祉協議会以外にも何団体か応募はあったのだが、選定委員会も開き・・・。</p>
川村委員	<p>それはわかっている。</p>
今西部長	<p>ではなぜ安易であるとおっしゃるのか。</p>
川村委員	<p>安易である。現状だけを認めて、行政としてボランティアをどのように位置づけるのか、そのためにボランティアセンターをどのようにしていくのかというのが、この資料からは読み取れない。だから安易と言った。</p>
今西部長	<p>安易という発言を撤回していただきたい。この資料には書ききれない部分もある。</p>
川村委員	<p>それはその時に言うべきである。私はこの資料を見て先程の発言をした。</p>
今西部長	<p>その資料には川村委員に説得していただけるだけの内容は書かれていないかもしれないが、その資料はボランティアセンターで行っている事業を全て書いたものではない。その資料はどのように協働が行われているかを記載したものである。したがって事業の内容等については不十分なところもあるが、・・・</p>
川村委員	<p>その説明をせずに安易という言葉を取り消すよう言われても・・・。</p>
今西部長	<p>その点については、担当課として納得できないところがある。</p>
福尾委員	<p>ボランティアセンターの指定管理を市社会福祉協議会でさせていただいているが、センターでは若い世代の方の体験学習やボラン</p>

ティアの育成、シニア世代の方々を巻き込むための事業や、地域のニーズに応えるための取り組みをさせていただいている。一般市民とボランティアが話し合う機会も作っており、施設の管理だけをしているというわけではない。

川村委員

今の説明をお聞きしても、もっと踏み込んでほしいなという思いがある。子どもたちや高齢者などのいろいろな問題もある。その中でどのようなスタンスでやっていくかということが決まっていない。あれもこれもやると挙げているだけ。挙げれば様々な事業が出てくる。そうなると、やりやすい事業から順に片っ端にやっていく、ということになる。しかし、行政や我々がやっていく方法として、この方法はおかしいと思う。自分たちのスタンスを決めなければならない。そうしないといくらでも広がっていくので、外から見ていると何をやっているのかわからなくなる。

澤井会長

審議会として中心に行ってきたのは推進計画についての議論である。私は奈良市民ではないのでわからないこともあるが、勉強会をずっとやってきて、前には進んでいると思う。自治会を変えていく、あるいは役員体制を変えていくなど。

しかし、それが条例と結びついていない。第一線で地域活動に取り組まれている人々に条例のことが行き届いていない。行政内部に協働をどのようにして浸透させるかということのをこれまで審議会としてやってきた。約100の協働事業について評価をしてきた。しかし、市民にまでは行き届いていない。今回の条例改正の議論についても、市民にまでは行き届いていないのかもしれない。前回の審議会についてもこれまでの議論ありきだったので、初めて参加された委員の方々からしたらよくわからないものであっただろう。こういったことから、審議会の議論の落としどころがかなり高いところにあることがわかる。来年の3月議会という節目があるが、ずっと議論していくことを前提として、3月までに議論しなければならないことを選択していく方が建設的だと思う。

今西部長

私もそのように思う。条例の中で5年を超えない期間の間に見直しを行うと決まっていることが、今回の議論のきっかけになっている。自治連合会にも条例ができた当初は説明したが、時間が流れ、自治連合会の顔ぶれも代わっているという状況である。基本的には3月までに条例の文章を追加する、又は改正するという具体的な作業までできれば良いが、変えることが目的ではなく、議論ができたということが先ずもって成果である。議論を進めていく中で住民や自治連合会の機運が高まった時に、それがたとえ7

室委員

年目や8年目であっても、その時に条例を改正すれば良いと思っているので、そのような形で進めていければ良いと思っている。私も一言だけ申し上げたい。ここでの議論は行政にもっとやれというのではなく、行政がしんどいのであれば一緒にやっというものであると思っていた。NPO、ボランティアに関して、行政からの支援は当然必要である。しかし、行政もNPO、ボランティアとともに育っていくという覚悟を持たないと、つい行政の下請けという形になってしまうので、そういったところも踏まえて議論をしていくべきである。

梅林委員

先程から自治連合会の話が数多く出ているが、正直に言う。私もまだ（委員になって）2か月であるが、まず、奈良市自治連合会の中でこの協議がされていなかった。審議会委員は出ていたと思うが、報告どころか言葉も出ていなかった。私自身も委員になって初めて協働・参画という言葉の意味を知った。

実は、まちづくり協議会に似たような組織が私の地域にはある。基本は住民自ら自分たちのことを自分たちでやっていく。そうやって努力しながらできないことは行政と協働しながらやっていく。そのようにして住みやすいまちを作っていくことが協働・参画であると私は理解している。先ほど自治連合会についての話があったが、地域によって様々な差がある。

自治会員の数も減ってきている。自治会は任意団体であるので、住民に加入を強制することはできない。あくまで自治会が必要だという方に入っていただく。定年制が65歳になったように、世の中が忙しい状況にある。今までだったら55、60で定年退職した方が自治会の役員をやってくださっていた。昔の自治会長と言えば、隣近所の夫婦喧嘩の仲裁にまで入るというものであった。しかし、そういったことは無くなってきている。それだけ世の中が忙しくなっているということである。例えば、PTAの役員の担い手が減ってきている理由は、女性も働かないと食べていけない時代になっているからである。今まで家庭で子育てをしていた女性がPTAの役員になる、そういった下地もなくなっている。

それから、自治会を必要としない世の中にもなっている。例えば、生活できなくなっても自治会長を通さずに、市役所に来て生活保護を相談すれば良い。

さらに、これが大きな要因となっているのだが、高齢者の自治会離れが顕著になってきている。歳なので自治会をやめさせてもらおうという方が増えている。先ほど出てきた、地域安全推進委員や



社会福祉協議会、民生児童委員など、それぞれが個々に担当課とつながっている。それを一つにまとめないといけない。地域で話し合いながら解決できることは地域で解決し、必要なことに関しては行政に頼る、そういった地域の仕組みを作っていく必要がある。そういった意味では自治連合会を含めて（地域にも）責任があると思っている。魅力を感じる自治会・自治連合会になっていかないと、他の各種団体の方々にも参加してもらえない。それは（自治連合会の人間として）責任を感じる。しかし、正直なところ、自治連合会長の中には任意団体であるのに、地域で何かあった時に会長である自分に何も報告がないのはなぜかという態度をとる会長の地域もある。そのような地域は絶対に（周りの人が）動かない。そこが任意団体の悲しさである。そういったことも含めて協議会をどのように立ち上げていくかということも自治連合会の定例会で今後相談していくことになっている。温度差はあるが、自主防災防犯組織の時のように、他団体の方も、NPOの方も自治連合会を通じて、力を合わせて行けるような地域を作っていきたい。

澤井会長

私が考えていることはもう一つある。テーマ型のコミュニティをもう少し大事にしたほうが良いのではないか。民生児童委員などの福祉コミュニティなどである。また地域の住民が必要だと感じる、人のつながりという意味でのコミュニティ、連携がもっとあっても良いと思う。環境、子育てなどテーマ型のコミュニティもきめ細かくやっていく。それについては担当課も苦労されていると思うが、地域でまとめていくという議論が少しできるかなと思う。今日は様々な方々に来ていただいているので、地域コミュニティ政策について全庁的な議論をしていきたいと思う。各担当課でもコミュニティ政策を持たないといけないし、議論をしていただけると姿が見えてくるのかなと思う。そのような意味でも論点をもっと広く捉えれば良いのではないか。地域コミュニティ政策は抽象度の高い論点である。

中川副会長

先程から梅林委員や川村委員から地域コミュニティに関する意見が出されているが、話があちこち飛んではいけないので、イメージを共有しておかないといけない。私は澤野井課長と何度か話をする機会があったので今日の説明についても理解できたが、先ほど用紙ぐらい出してくれという（室委員の）話が出たのはまだイメージの共有ができていないからである。奈良市が作ろうとしている概ね小学校区以内のまちづくり協議会は、全国の政令指定都市、中核市、合併経験市のほとんどが既に取り組んでいるもので

ある。

一方で、地域自治区という地方自治法上の制度に移行した地域もある。それは新潟市、宮崎市、上越市などのグループであるが、これらは全部失敗している。なぜなら、地域自治区は住民自治の実態化の制度ではなかったからである。団体自治の地域分権化である。地域自治区の区長は首長が任命する行政職員である。地域協議会も首長の諮問答申機関でしかない。決定機関でも議会でもない。だから動かない。役所に言われる通りにやればよいという姿勢であった。

それではいけないので、自治立法に基づく住民自治協議会という方式を我々は提唱してきた。奈良は人口が40万に近い街なので軽率に行動するわけにはいかないのではないかと、遠目に見ていたのが私である。しかし、小さい自治体では協議会について考えてきたので、この資料に載っているいくつかの自治体においても私は血みどろになって関わってきた。その代表が名張市や伊賀市、兵庫県では朝来市や丹波市、西脇市である。そこでの基本的な考え方を申し上げると、一つは、名前は「住民自治協議会」でも「地域自治協議会」でも「市民自治協議会」でもかまわない。「まちづくり協議会」という名前を使っているところもある。私はできるだけ「住民」や「総合」、「自治協議会」という名前がいいと思っている。単にまちづくり協議会では何のことかわからない。再開発なのか、区画整理なのかかわからない。まちづくりという言葉を使いすぎたので、住民からするとイメージがぼやけてしまう。それよりも「自治協議会」と言った方がはっきりする。「住民自治」と言えばもっとはっきりする。

住民自治の要素としては、○（マル）と△（サンカク）と□（シカク）を忘れてはいけないと考えている。○はすべてやりますという意味。教育、福祉は別の分野なのでやらないなどと言っているのは総合型住民自治にならない。全部取り扱う。そのためにはすべての団体に入ってもらわないといけない。すべての課題に太刀打ちできる協議会を作っていく。現在の自治会・町内会は防犯が外に出ていたり、防災が外に出ていたり、教育はかなり昔に外に出ている。地域福祉に関しても社会福祉協議会の機能を持っていない組織ばかりである。では、（自治会に）何が残るのかと言えばゴミに関することや伝達機能しか残らない。だから自治会は弱るのである。自治会を弱らせてきた原因は、外に仕事を出す機能が働き過ぎたからである。何でもそこに行けば解決できるという人が町内の班長におられたら、自治会はもっと強い組織になってい

たと思う。ある意味で行政の縦割りが住民の縦割りを促進させた面があるので、これが弱体化の原因となっている。

そして、△は0歳の子育て期の母親やその子ども、それから100歳以上のおじいさん、おばあさん、男性も女性もという意味である。ところが今の自治会・町内会は、専業主婦や自営業の方、退職後の高齢者の方で支えるというのが一般的になっており、これが駄目なのである。先ほど忙しくなってきたがゆえに担い手が減っているという話が出てきたが、その通りである。しかし、私から言わせてもらえば、暇なのでやるという人がやるとろくな結果にならない。忙しい人にこそやってもらいたい。忙しい人ほど仕事のさばきも速いし、つまらないことに足元をとられずに前に進めていくので、暇になったからやるという方に任すのは良くない。そういう人はやってあげているという精神で上から目線になる。

□は同じ小さな自治会、町内会、小学校区といえども全く文化の違いのところがたくさんある。そういう細やかな地域の特性をしっかりと押さえてそれを代表する人に出てきてもらいたい。そうすると○の要素から言うと、各種団体の代表者は皆出てこないといけな。民生児童委員も消防団も防犯委員もPTAも警察も郵便局も入ってきてもらうというのが正解である。次に、△という点で言えば、子育て期の母親の代表は入っているのか、あるいは働き盛りの青年の代表は入っているのか、中年の代表は入っているのか、という代表制を担保してもらいたい。□というのも問題ない。今の自治会・町内会の連合という機能は（自治連合会によって）果たされているので、□は大丈夫であろう。○の要素と△の要素を補強していけば将来的に総合的な住民自治協議会の着地する姿が見えてくると思われる。

しかし、その中心に自治会・町内会が座ってくれない限り絶対に成功しない。これは私の10数個の自治体からの経験則である。自治会・町内会を外して総合型住民自治協議会を作れたためしは一つもない。自治会・町内会が入ってくれることは住民自治協議会設立の生命線である。さらに言えば、自治会・町内会が心臓部として関わってもらえなければ動きが取れない。ただし、自治会・町内会は心臓部ではあるが、手足が弱っている。手足が弱っているということは、心臓を抜いたら何も動かないということである。だから、手足が弱っているということを馬鹿にしてはいけな。自治会・町内会は心臓部であるということ認識して、自治会・町内会を中核に据えた総合型住民自治協議会を作っていきましょう

澤井会長	う、と各地でお話ししてきた。奈良もいずれはそうなるのだろうと思って今までの話をお聞きしていた。
今西部長	それともう一つ、論点の3番目に市民提案制度がある。これは以前実施していたが、特定の部署に負担がかかってしまってやめてしまったということだが、これはどういうことなのか。 観光部門であったり公園の整備であったりという提案が多かった。市民からの提案も大事ではあるが、協働というのは行政が抱えている問題や、これから行なおうとしている行事や事業を、市民と一緒に考えて実施していくというものであり、結果的に行政の手も軽くなるという狙いも一部あった。ところが現実には担当課では既に抱えている仕事があり、それにプラスして企画事業を行うことになると、そこまで手が回らなかったという反省点があり、それが原因で募集をしなくなったという背景がある。市民提案制度を改めてするとすればそういった過去のこともしっかりと議論すべきである。市民からの提案を受け付けるとき、行政としても自分たちの仕事の中でどれだけの事業が市民と協働できるかについて考えてなければならないし、全く新しい提案だけでなく、市民に助けをもらうという観点も必要であると思っている。
澤井会長	さっき川村委員がおっしゃっていたことなのだが、市民にも責任がある。だからと言って市民に押し付けてばかりではいけないので、具体的に市民の力をどのように引き出すのかという意味で非常に重要な制度である。したがって、制度設計も含めてきちんと議論をし直す必要がある。今西部長のお話だと、行政も手助けしてもらおうということだが、市民は自由な存在なので様々なことをしたいわけである。それが市民のパワーとなっており、そのパワーを行政ができる範囲でどうやって助けていくのかということで、もっと広くやっても良いのではないか。結果的に行政は助かるが、市民の自由な発想を促す。特に意味を持っているものを選択しながらやっていくというのがあっても良かったのではないか。その点では、市民にどのように仕事をしてもらうかという行政内部での議論が足りなかったのではないかというのが私の反省点である。市民が依然として行政頼りである点を改善していかなければならない。
室委員	冒頭に申し上げたが、行政側の4年間の総括を教えて欲しい。もう一つ、自治連合会で議論されたことを書類で欲しいといていたことの返事をいただきたい。
澤野井課長	奈良市自治連合会で議論された時の資料があるので、それをお渡しする。

今西部長

皆さんのご協力もいただきながら条例制定に携わってきた者としては、市民になかなか知られていないという残念な部分もある。しかし、条例を制定することができたことについては満足しているし、中川副会長もおっしゃっていたように、この条例がなければ進んでいなかったであろうと思う。結果として、条例ができたことによって仕組みづくりが進んだという点では評価していただけるのではないかと考えている。

ただ、その後に行った推進計画については、川村委員からも厳しい意見をいただいておりますが十分なものではなかったかもしれない。しかし、条例の中に推進計画を作成しなければならないという記述があり、市も進捗管理をしなければならないということもあったので、推進計画については各課になかなか理解してもらえない中、前年度と今年度の分を作成させていただき、それを皆さんに提示して進捗状況を審議していただいたところである。

協働が進んでいる部分もあるし、なかなか進んでいない部分もある。ただ、(協働の一形態である)指定管理の部分に関しては担当課もなかなか書いてくれないという状況の中、公募の分に関しては少なくとも書いてほしい、非公募のものについてもできるだけ書いてほしいという形で、担当課としても苦労しながら進めてきたという思いがある。この推進計画は、協働について皆さんの理解を120%得られているものではないかもしれないが、担当者としては一生懸命事務にあたってきたという思いがある。決して推進計画を安易に出したわけではないということだけは理解していただきたい。

次に、協働が進んでいるかどうかということについては、まだまだ進んでいないと私は思っているが、今回条例の見直しがきっかけとなって協働推進課だけではなく地域活動推進課も審議会の議論に入ってもらったし、地域で決める学校予算事業の関係で地域教育課にも出席してもらっている。今後は、福祉部門をどのようにして審議会に巻き込んでいくかが課題であると思っている。

室委員

私も、行政と審議会がともに協働しながら市民参画を進めていこうという思いである。

辻中委員

市民に条例が浸透していないとのことであるが、条例を作る際に自治会を(条文に)入れるかどうかという話をしたような記憶がある。自治会加入率が低く、条例に入れるほどの組織ではないという理由で外した記憶がある。ボランティアやNPOはしっかりした組織であるので、条例の中に言葉として出すようにしたと思う。協働事業を全庁的に出していく中で5年が経過し、自治会を

今西部長	<p>条例に入れるべきであるという議論を今この場でしていると思っているのだが。</p>
辻中委員	<p>自治会も条例に入っている。自治会を含めて市民公益活動団体となっている。今行っている議論は自治会に対する政策や支援をどうするかという議論である。</p>
川村委員	<p>ボランティア団体や、NPOなど、(この条例に)関わってきている組織には、条例が浸透してきていると思っている。これからまちづくり協議会について条例に入れていくことで、その他の市民にも広がっていくというものだと理解している。必要な時に条例として使える形で出来上がっている必要があるので、先程より条例を知らないというご意見が委員の皆さんから出ていたが、条例というのはそのようなものだと思っている。</p>
澤井会長	<p>個人を攻撃するわけではないが、部長の発言は非常に問題があると思う。行政の仕事を市民にやってもらう、行政主導でやることを協働でやってもらう、このような形ではないのではないかと。市民が理想とする市政を作っていくために協働と参画がある。これが大きなパーセンテージを占めている。部長がおっしゃっているのは10%か20%である。80%は部長が言われているものと全然違う。市民が期待しているもので考えないといけない。だから私はこの取り組み方がひっくり返っているような気がする。後で会長や副会長とお話をさせていただき、私の考え方が間違っているとおっしゃっても良いのだが、根幹の部分をもっと誠実に考えないといけない。</p>
渡邊委員	<p>川村委員がおっしゃることはその通りだと思うが、今年は(協働事業が)10%増えたかなという形で少しずつ進めていくというのが私の基本的な考え方である。人間の意識というものもこういった取り組みを着実に進める中で、少しずつ変わっていくものだと思う。他に論点に入りたいことがあれば言っていただきたい。</p>
今西部長	<p>この見直しの論点④の非営利公益市民活動促進基金について、条例第19条に基金の設置を定めているが、この基金の会計報告はされているか。</p>
渡邊委員	<p>会計報告と言うよりも、そもそもお金が入っていない。</p>
今西部長	<p>何故入れてもらえないのか。議会が出しているのではないかと。</p>
今西部長	<p>議会よりも市の考え方だと思うのだが、条例を策定した際には基金条例も作るといった流れがあった。しかし、その後市長が代わったこともあり、お金を積み立てていくという形ではなく、1%条例の制定に向けた議論に移り、そこで話がストップしているという状況である。</p>

渡邊委員	<p>それから論点③市民提案制度についてだが、今、きたまちに案内所がある。市民企画事業では、営利的な提案が多くなっており、全体的に事業規模も大きくなった。それで、途中でうまくいかなかった。さらに、市長が代わられて、100万円ぐらいの提案にしてほしいということになったのだが、いわゆる営利目的の団体の提案ではなく、市民からの提案を受けるという意味で、起爆剤となり良かったと思う。きたまち（の提案）のような仕組みがまたできれば良いと思うのだが、自分の営利ばかりを求める提案が多くて、審査の時に苦慮した記憶がある。しかし、実際には地域で桜を植えたいとか、川をきれいにしたいとか、（きたまちに）案内所を作って観光客を南（のならまち）ばかりではなく北（のきたまち）にも来ていただけるようにしたいとか、良い提案があった。（市民企画事業はそういった人々を）応援するための非常に良い制度であったのだが、途中でなくなってしまった。私としては復活したいと思っている。</p>
今西部長	<p>市民企画事業について少し訂正させていただきたい。藤原市長の時は提案額の上限はなかったので、比較的高額な提案が数多くあった。そのため、審査委員会で採択したものを事業実施担当課が予算要求する時、財政課との折衝がうまくいかなかった。企画事業そのものが悪いわけではなく、制度設計に無理があったのではないかと考えている。また、高額な提案が数多くある中で、採択すれば実施しなければならないので、藤原市長時代に1事業200万円という限度額を決めた。したがって市長が代わったことで金額が下がったわけではない。市民企画事業という名前はともかくとして、市民からの提案を受けた時に、どのような形で採択して、どのように予算をつけて実施していくかという制度の中身についてしっかりと検討すべきであると考えている。</p>
澤井会長	<p>私はたまたま大和郡山で（市民提案制度の審査委員をしている）。また金沢市（の市民提案制度における予算額）が結構大きい。それを含めて制度設計を考えたほうが良いかもしれない。また、コミュニティビジネスの機運を高めていくということを含めて考えたほうが良いのではないか。</p> <p>さて、協働に関する認識を審議会でも共有するためにも、まちづくり協議会について次回7月に意見交換をしようと考えている。梅林委員もおっしゃっていたように、原型はできており、それを含めてできる範囲で議論していき、共通理解を作っていきたい。そういう意味では自治会の意味も含めて、議論していこうと思う。中川副会長のご意見をいただきたい。</p>

<p>中川副会長 澤井会長 澤野井課長</p>	<p>異論ない。 そのほかご意見を伺いたい。 地域コミュニティ政策について条例に入れるかどうかについて、ご意見があるとは思いますが、その状況を地域の最大組織である奈良市自治連合会に提案をさせていただいた。本日発表させていただいた内容についても（奈良市自治連合会には）おおむね了承していただいているのだが、中川副会長がおっしゃったように、手足は弱っているが自治連合会が心臓部であるので、自治連合会が中心でないとなかなか（地域の他の各種団体が）集まらないという状況である。先日ある地域の集まりに参加したのだが、それも自治連合会が（地域の各種団体に）声をかけて集まったものである。その地区にある43ほどの団体が集まったのは自治連合会の力であるので、（この取り組みも）自治連合会を中心に進めていきたいと思っている。</p>
<p>澤井会長 室委員</p>	<p>ぜひお願いしたい。 全体の構想として、地域のコミュニティはやはり必要であるという思いは皆さんがお持ちだと思う。ただ、地域コミュニティに対して抱いているイメージは皆バラバラである。名称はともかくとして、まちづくり協議会というのは一つの手法である。そして、まちづくり協議会の中で自治連合会が主要な役割を果たすだろうという思いがあるが、その点についてもしっかりと議論しないと今後進まないのではないか。（グランド）デザインを持って議論しなくてはならないのではないか。</p>
<p>中川副会長</p>	<p>他の街のことなのであまり暴露すると迷惑が掛かってはいけませんので、私が住むT市と留めるが、この市は参画協働条例ではなく市民公益活動促進条例である。それとは別に地域コミュニティの推進条例があり、二本柱になっている。しかし、これを一本化していくことになり、（私が関わる）審議会ですべての審議を担当することになった。NPO支援とコミュニティ支援が1つの審議会になった。参画協働に関する事業の実例を10年近く集めて、啓発パンフレットを作ろうと編集委員会を開いていた。 最初は皆元気だったが、行政側も市民側も次第にモチベーションが落ちていった。これは「参画協働疲れ」という話もあったのだが、そうではないなと思った。10年も経つので何か要因があるはずだと調べていった。要因の一つは、行政の縦割りがきついということ。協働担当課・部が必死になって切り崩していかないと動かない。少し改革してもすぐに元に戻ってしまうのが役所なので、絶えずアクションをしていかなければならない。市民</p>



の側が気を付けなければならないことは、既得権を持つことで馴れてきている団体と、いつもおいしいところを取っていく団体と、全く知らない団体とに分解していくのではないかということである。だから、新規参入者を増やすことに力を入れなければならないという話が出た。

もう一つ、参画と協働というのを、時代の流れだからやっているとか、皆がやっているからやっているとか、そういった動機づけが非常に弱い受け止められ方をされているという話も出た。そうではなく、これだけ弱体化し追い込まれている地方自治、そして崩壊しつつある地域社会、個人個人が分裂して孤立していつている市民社会、こういった現状を何とかしなくてはならないという危機感から始まっているのではないか。だから、市民と行政双方の総力を挙げた地域自治体改革であるという危機感を浸透させていかなければならないのではないかという意見が出た。他にも、市民も行政の経営を良く理解し、議会と行政を監視するとともに、役所の仕事を理解する努力をしていない。常に風景として役所に文句を言っている。これではいけないという話が出た。その代わり行政職員も地域の一員として自治会やNPO、ボランティアにも関わっていくといこうと行動を起こして、お互いに話が通じる回路を作っていくのが参画・協働の到達成果として見えてくるはずである。ところが実際には面的に広がっていないのではないか。論理としては正しいが、行政側の内部改革と市民側の経験者の増加が図られていないのではないか、という反省があった。

しかし、(T市で取り組んでいる)コミュニティ政策によって市民の協働経験者が量的に増える可能性がある。これは、参画・協働の市民体験者が増える可能性がある政策なので、有効性が高いという話が昨日出された。(T市は、) どちらかと言えば突出した能力を持っているNPO型の、あるいは優秀なボランティア型の市民を応援してきた自治体ではあるが、いよいよコミュニティ政策に踏み込むということは、行政にもそれだけの覚悟とパワーができてきたということなので、本気でやっていくということなのかもしれない。奈良市のように、コミュニティとNPOの担当課が同じ部で、そのおかげで双方の担当課で議論ができるようになったとおっしゃっていた。だから、今の奈良の部局の編成は正解だと思う。市民と行政が総力を挙げて行う自治体の強化、改革である。市民側から言えば、行政改革の声を挙げていけば良いという時代は終わったのである。一緒になってやるという発想なのである。

澤井会長	終わりの時間がそろそろ来ているが、一言だけ申し上げる。地域担当職員制のようなものを考えている。小学校区の担当を中心に考えているが、地方公務員でうまくいくところもあるし、問題になっている。専門職の連携になると小学校区を越えているということもあり得る。小学校区を越えたブロックがあっても良いのではないか。
澤野井課長	地域担当制についてであるが、現状は地区調整員制度である。基本は小学校区単位の自治連合会を中心とした支援を行っている。地域によって違うが1職員につき3地区か4地区を担当している。グループ制にしている市もある。
澤井会長	本日はこのくらいにして、次回7月に続きを行うこととする。
今後の予定	第3回は、平成25年7月30日（火）10時から 第4回は、平成25年8月29日（木）10時から 第5回目以降は、次回の会議で決める。
資料	<p>【資料1】 条例見直しの論点</p> <p>【資料2】 今後のスケジュール</p> <p>【資料3】 地域コミュニティ政策 第1回審議会のまとめ</p> <p>【資料4】 地域コミュニティ政策 条例見直しのフロー</p> <p>【資料5】 地域コミュニティ政策 他自治体の条例文言</p> <p>【資料6】 NPO政策 他自治体条例一覧</p> <p>【資料7】 NPO政策 他自治体の条例文言</p>